

**英国の動向：  
転換期における設置認可と質保証プロセスから見る高等教育政策の流れ**

山田礼子（同志社大学）

**1. 英国高等教育の特徴（UKであるが、今回はEnglandを中心に発表<sup>1</sup>）**

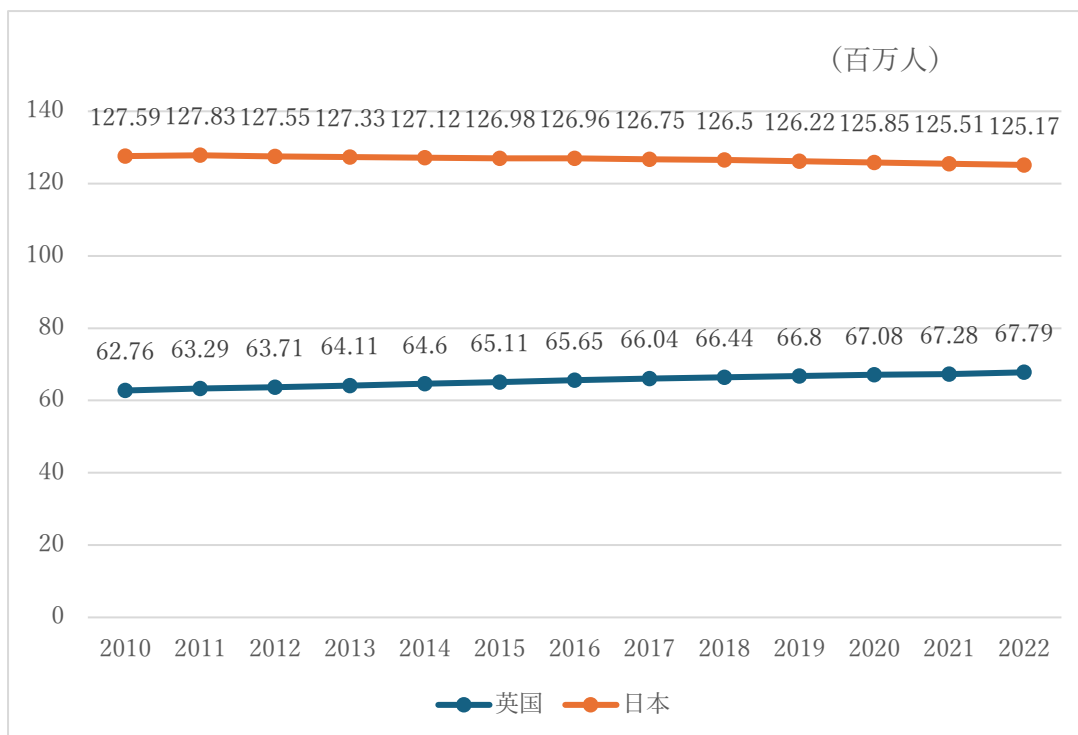
各時代の大学改革はおおむね政府主導で行われた。いくつかの転換点となるレポート（答申）あるいは法律改正があり、これらが大きな変革の基盤となった。授業料徴収へと舵を切ったことをきっかけに、高等教育機関は「稼げる大学」を目指す一方で、リスクベースの質保証政策を進めることで高等教育の質を重視（規制枠組みとTEF（Teaching Excellence Framework）の存在）、大学単位の研究評価であるREF（Research Excellence Framework）の定着により研究評価が機能、REF評価は大学の個々の教員評価としても活用。稼げる大学政策の一環として積極的な留学生獲得と移民政策の柔軟化も実践。政府主導の政策によるためか、省庁関係の廃止、設置等が多い。

英国の18歳全体の2022年の進学率37.5%で過去2番目に高く、2021年の38.4%よりわずかに下がったが、2019年（34.1%）より上がった。2022年のUKを構成しているカンントリー（国）別の進学率ではイングランドは38.4%、北アイルランドは40.6%、ウェールズは32.6%、スコットランドは30.1%であった。（日本学術振興会 ポータルサイトより）2023年は、UCASを通じて進学手続きにのぞんだ18歳の高等教育機関への進学率は、イングランドは37%、北アイルランド38%、スコットランド29%、ウェールズ30%（House of Commons, Library, 2024.）とされている。

なお、英国の人口は図1に示されているように日本の半分ほどの規模である。

**表 1：学士課程学術レベル別高等教育機関在籍者数**

Undergraduate	2017~18	2018~19	2019~20	2020~21	2021~22
First degree	1,657,020	1,690,225	1,735,570	1,847,635	1,883,860
Foundation degree	35,045	33,630	31,600	30,880	29,080
HNC/HND	28,240	23,615	20,985	20,540	18,065
Professional Graduate Certificate in Education	1,375	1,100	1,010	1,175	1,120
Other undergraduate	58,060	54,130	54,920	63,950	63,600
Institutional credit at undergraduate	52,995	51,140	45,940	44,345	46,585
Total other undergraduate	175,715	163,615	154,450	160,890	158,455
Total undergraduate	1,832,735	1,853,840	1,890,020	2,008,525	2,042,310
Total	2,414,745	2,456,545	2,532,165	2,751,865	2,862,620
出典:HESA データから作成					



出典：2023年10月版IMF-World Economic Outlook Database

英国2021・2022は2023年10月時点でのIMFによる推計

図1：英国・日本人口推移（2010～2022）

## 2. 高等教育政策の方向性と大学との関連

REF、TEFなど研究評価、教育評価の枠組みが政府主導で策定され、公的資金とも関連するため大学は大いに評価を意識し、順守している。授業料の値上げが2023年には9250ポンドにまでに至っているように、無料からかなりの額の授業料の徴収動向は、教育の質保証に影響を及ぼし、学生への優れた教育の質の提供につながっている。

### 英国の主な高等教育関係の事象に係る年表

- 1992年 高等教育の一元化 従来別の高等教育機関とされていたポリテクニクが大学に
- 1992年 教育評価が始動
- 1997年 “Higher Education in the Learning Society” デアリング報告発表
- QAA（高等教育質保証機構）を設立し、教育評価を委託して実施（日本の認証評価に相当）
- 1998年 授業料徴収開始（ブレア政権）
- 2003年 高等教育白書『高等教育の将来』（The future of higher education）
- 2004年 全国学生調査開始
- 2006年 授業料は3倍に、所得連動型奨学金制度の導入
- 2011年 BIS（Department for Business Innovation & Skills）“Students at the Heart of System” 発表

2014年 Research Excellence Framework (REF) 始動

2016年 BIS “Success as a Knowledge Economy” 発表 TEF (Teaching Excellence Framework) 始動、QAA Risk-Based アプローチへ→質保証の規制枠組み (Regulatory Framework) が大きく変化  
これら二つのレポートがベースになり

2017年 Higher Education and Research Act 成立

2018年 OfS (Office for Students) 設置

Higher Education Funding Council for EnglandとODA (The office of Director of Fair Access to Higher Education) 廃止

UKRI UK Research and Innovation (UKRI) 設置

2023年 QAAは Quality and Standards Review を辞退 2024年からはアドバイスをを行う役割、授業料 9250 ポンドに

### **3. 大学設置に関する登録制度と学位授与権の意味**

#### **3-1. 設置認可制度について**

英国の高等教育を提供する機関はHigher Education Providerと呼ばれる。公的資金を受給するUniversity等が高等教育機関とされる。

#### **3-2. 学位授与権について**

英国の高等教育機関における学位 (degree) 授与の権限は法的に管理されている。古くは国王の設立勅許状 (Royal Charter) により、また1992年継続・高等教育法等の制定後は枢密院 (Privy Council : 国王の諮問機関) により、高等教育機関に学位授与権が付与されてきた。近年イングランドでは2017年高等教育・研究法 (Higher Education and Research Act 2017) に基づき、学生局 (Office for Students : OfS) が学位授与権の管理を担っている。(大学評価・学位授与機構、2020) 学位授与権の申請先は、イングランドではOfSである。申請要件を満たしていると判断された申請機関は、次にQAA (Quality Assurance Agency) によるアセスメントを受ける。QAA が指名した評価チームが訪問調査等を通じて申請機関を詳細に確認し、評価レポートをまとめる。そして学位授与権諮問委員会 (Advisory Committee on Degree Awarding Powers) が評価レポートを考察した結果を基にQAA は当該機関が学位授与権の取得要件を満たしているかについてOfSまたは枢密院に助言を行う。なお、イングランドでは、初めて学位授与権が付与された機関には、3年間の期限付きの権限が付与される。高等教育の提供歴が3年に満たない機関に付与される権限は「New DAPs」と呼ばれ、QAA による定期的なモニタリングが必要となる。高等教育の提供歴が3年以上となった際には再度審査を受け、承認されれば「Full DAPs」と呼ばれ、さらに3年間の期限付きの権限が付与され、当該期間満了時に再度審査の上、承認されると無期限の学位授与権が付与される。

表6 英国の学位授与権の種類

学位授与権の名称	対応する学位	FHEQ レベル	SCQF レベル	備考
研究学位授与権(Research degree awarding powers : RDAP)	博士(Doctoral Degree)	8	12	RDAP を有する機関は博士、研究修士に限らずすべての学位を授与できる。
	研究修士(Research Master's Degree)	7	11	
課程学位授与権(Taught degree awarding powers : TDAP)	課程修士(Taught Master's Degree)	7	11	FHEQ レベル7または SCQF レベル11までの学位を授与できる。 イングランドでは、本来の TDAP に加え、FHEQ レベル 6 の優等学士、普通学士までに授与権を限ることもできる。
	優等学士(Honours Bachelor Degree)	6	10	
	普通学士(Ordinary Bachelor Degree)	6	9	
ファウンデーション学位授与権(Foundation degree awarding powers : FDAP)	ファウンデーション学位(Foundation Degree)	5	—	イングランド、ウェールズ及び北アイルランドのみで授与できる <sup>15</sup> 。

出典：大学評価・学位授与機構『高等教育・質保証システムの概要 英国 第3版 2020』9頁

### 3-3. 登録により受領するベネフィットについて

#### ① Funding

すべての登録済みプロバイダー（HE＝高等教育機関）Pは学生ローン会社を通じて学生ローンを利用できる学生の募集可。

登録済みHEPのカテゴリに応じて異なる限度額が設定されている法定限度額の授業料を徴収できる。直接資金を受領することも可能。料金上限カテゴリの登録が承認された登録済みHEPは、OfSからの補助金または経常費としての教育費のサポートを受ける資格がある。

全ての登録済みHEPは、Research Englandを通じて特定の研究プロジェクトを支援する資金を申請できる。

#### ② 留学生募集

登録済みのHEPは、留学生を募集する免許（内務省が承認）に申請あるいは維持することができる。

#### ③ 学位授与と大学の称号を使用する権限

すべての登録済みHEPは異なる種類の学位を授与する権利を申請可能（例：基礎学位、学士号等）。登録済みHEPは、「大学」という単語を使用する権利を申請が可能。

### 登録済みHEPのカテゴリ

- ・認可（Fee Cap 料金上限）
- ・認可

### 3-4. 登録の条件について

OfSのHEPに登録し、登録を維持するには、そのHEPが質の高い高等教育を提供していることを証明する必要がある。

#### **3種類の登録条件とその具体的要件**

##### ① Initial Conditions

登録されるために満たさなければならない条件でほとんどの初期条件はすべてHEPに適用される。承認済み（料金上限）カテゴリへの登録を希望するHEPは、対象となる学生に法定の料金上限まで料金を請求したい場合や登録時に補助金受領ができるようになる場合には追加要件を満たす必要がある。

##### ② General Ongoing Conditions

HEPが登録を維持するために満たさなければならない条件でほとんどの条件は、登録されているすべてのHEPに適用される。ただし、承認済み（料金上限）カテゴリのHEPは、資格のある学生に法定の料金制限を超えて料金を請求する場合や登録時にOfSの助成金を受領する予定の場合、追加の要件を満たす必要がある。

##### ③ Specific Ongoing Conditions

リスク評価に基づいて、OfSに登録または登録を維持するために個々のHEPに課すこと決定した場合の条件。HEPの状況によって多様である。たとえば、経済的に持続可能な状態を維持するため、生徒の成績を向上させるため、またはアクセスと参加の特定の側面に取り組むために、HEPに特定の措置を講じることを要求する場合がある。リスクのレベルや種類が変化すると、特定の条件が変わる可能性もある。

#### Initial and General Ongoing Conditionsの具体的要件について

- A: 様々な背景を持つ学生に対して高等教育への進学及び機会の提供
- B: すべての学生に向けた教育の質、信頼できる基準、高い学習成果（B1～B8まで詳細な条件が付されている）
- C: すべての学生の利益保護
- D: 財政的な持続可能性
- E: 良好なガバナンス
- F: 学生への情報提供
- G: 授業料及び資金調達に関する説明責任

### 4. 規制的枠組みをベースにした質保証制度

英国における新たな質保証の仕組み（リスクベースアプローチは、Regulatory Framework（規制枠組み）と呼ばれている。2018年より「リスクベースアプローチ」による負担軽減へと舵を切る。

#### 4-1. OfSのRegulatory FrameworkとQAAの関係

- ① 新規登録に関する審査過程において、OfSはQAAに「質・基準レビュー（Quality and Standards

Review) 」の実施を依頼。QAA は各高等教育機関 (HEP) が、QAAが作成している内部質保証基準である「クオリティ・コード」のコアプラクティスに適合しているか否かを判断。OfSはその結果をもとに高等教育機関登録制度の登録要件を満たしているかどうかを判断する。

## ② 既に登録された大学に対しては簡素なモニタリングを実施

すべての高等教育機関は、一般要件 (OfSから指摘されていた場合は個別要件も含む) を継続して満たしているかどうかモニタリングを受ける。モニタリングでは、学生数、入学者数、卒業率、進路状況などの「リード指標 (Lead indicators) 」等を確認。

## 4-2. TEF (Teaching Excellence Framework) について

TEFとは、英国政府による高等教育機関と学部レベルにおける教育水準の向上に焦点を当てて教育の質の評価を行ったもの。金賞、銀賞、ブロンズ賞または仮 (provisional) を高等教育機関は獲得。学生がどの大学で学ぶかを選択する機能は果たすのがTEF。評価基準は、学生の満足度、継続率、雇用率、学術的なサポートから構成。

- 金賞：最高品質の卓越した教育を提供している
- 銀賞：質が高く、国の定めた学習の品質管理基準を超えた教育を提供している
- ブロンズ賞：国の定めた学習の品質管理基準を満たした教育を提供している
- 仮：教育機関は TEF に参加しているが、結果はまだ評価されていない

## 5. 留学生政策と移民政策

2021年には2030年までに60万人の留学生受け入れを目標とすることが公表されたが、その数値は2030年までに達成可能とみなしている (日本学術振興会 海外学術ポータルサイト 2021) 留学生は2021年に開始された留学生が大学卒業後、数年間の英国での就業を可能にする Graduate Route というビザを取得し、英国内での職業に就くことも可能である。具体的には、Graduate Route は、財力証明要件、スポンサー要件、英語能力要件を問われることはない。学位もしくは修士課程を修了していれば2年間、博士課程を修了していれば3年間、あらゆる技術レベルのあらゆる専門的職業に就くことが可能であるなど本ビザは、他国と比較しても留学生にとって配慮がされたものとなっており、移民政策の一環としても位置付けられている。ただし、移民流入の抑制政策の一環として、対策として、2023年からは留学生の扶養家族ビザを制限するなどの抑制計画も取り入れられている (JETRO, 2023)。

英国の高等教育機関 (HEP) の受験者数を1994年と2023年で比較してみると、英国国内からの受験者は54%ポイントの増加であり、EU圏からの受験は25%ポイントの増加、そしてEU圏以外の国からの留学生の受験生は507%ポイントの増加になるなど、EU圏以外の受験生の増加が際立っている (House of Commons, Library, 2024)。

英国は、国内への留学生に対する積極的政策だけでなく、TNE (Transnational Education) も積極的に推進している。

2019/20年度における英国のTNEは、156の高等教育プロバイダーがTNEを提供し、453,390名の学生が英子のTNEで学んでいると報告されている (The scale of UK higher education transnational education 2019-20 : Trend analysis of HESA data, 2020)。

表3：国別初年次留学生の在籍者数

Year	China	India	Other Asia	Total EU	Nigeria	Other Africa	North America	Middle Ea	Other Europe	South America	Australia
2014/15	58,975	10,160	42,490	58,905	9,530	8,485	15,980	14,390	10,270	3,895	1,425
2015/16	62,290	9,165	40,790	60,220	7,675	8,765	16,610	14,065	9,525	3,460	1,465
2016/17	66,705	9,945	39,605	64,485	5,590	8,720	17,165	13,655	9,120	3,090	1,495
2017/18	76,930	12,820	39,055	64,120	4,905	8,585	18,480	14,285	9,620	3,325	1,500
2018/19	86,895	18,305	39,820	65,265	5,585	9,255	18,690	15,215	9,325	3,155	1,575
2019/20	104,165	41,815	44,490	64,150	7,570	10,245	18,085	15,460	9,195	3,090	1,475
2020/21	99,160	53,015	43,740	66,680	14,270	10,950	15,230	16,280	8,745	2,295	1,190
2021/22	99,965	87,045	66,950	31,400	32,945	12,735	20,065	16,905	9,415	2,975	1,330

出典：HESAデータから作成

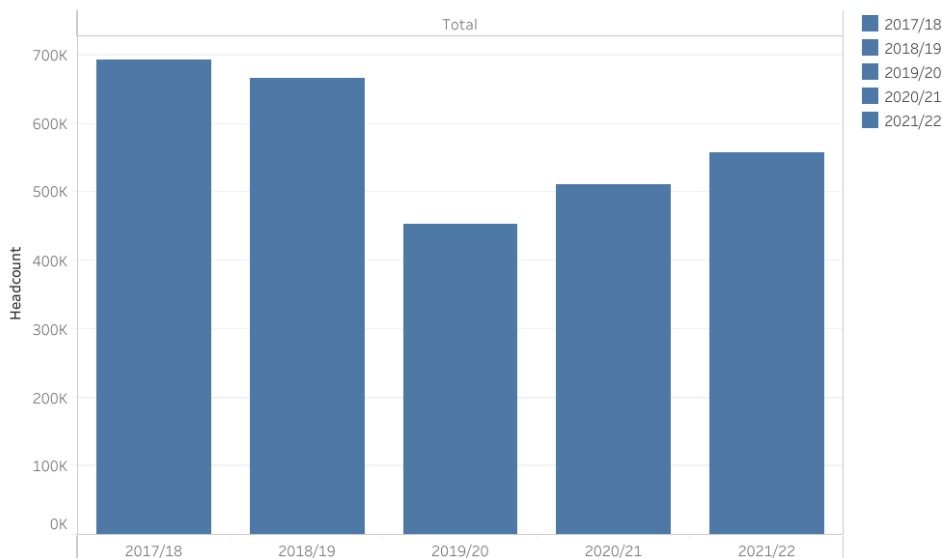
表4：留学生の出身国トップ10

留学生の多い国トップ1	列1
中国	99,965
インド	87,045
ナイジェリア	32,945
パキスタン	16,550
アメリカ	13,550
バングラディッシュ	9,170
香港	8,170
マレーシア	5,665
アイルランド	4,415
フランス	4,355

百万人

出典：House of Commons, Library, 2024 から作成

UK HE TNE students by academic year, 2017/18 to 2021/22



出典：The Scale of UK transnational education

<https://www.universitiesuk.ac.uk/universities-uk-international/insights-and-publications/uuki-insights/scale-uk-transnational-education>

図2：英国のTNEで学ぶ学生数

## まとめ

- ・ 研究面では REF が存在し、英国の研究評価、教員評価としても機能
- ・ デアリング報告を受けての、授業料徴収を開始、経営体としての高等教育機関への変貌
- ・ 同時に教育の質の向上への仕組みと評価の導入により質保証を機能
- ・ 積極的な留学生政策の進展と移民政策の連環は産業政策とも親和性
- ・ 他国への TNF による分校進出も重要な「稼ぐ大学」としての戦略のひとつ

## 参考文献

House of Commons, Library, 2024. *Higher education student numbers*, House of Commons, Library, pp. 39.

OfS, 2022, *Securing student success: Regulatory framework for higher education in England*, OfS, pp. 220.

佐野壽則、2023 『なぜ英国の大学はキラキラして見えるのか』、ミネルヴァ書房、407頁。

大学評価・学位授与機構、2020、『高等教育・質保証システムの概要 英国 第3版 2020』、大学評価・学位授与機構。

林隆之、2020 「国際通用性ある質保証のための論点」 「文部科学省、中教審大学分科会質保証システム部会資料」。

## 参考 URL

[Registration with the OfS – Office for Students](#)

The statistics@education.gov.uk. *Headline facts and figures-2021/22*

<https://www.legislation.gov.uk/primary+secondary?title=UKRI>

The scale of UK higher education transnational education 2019-20 trend analysis of HESA data, 2020). UUK in International, 2020.

<https://www.universitiesuk.ac.uk/universities-uk-international/insights-and-publications/uuki-publications/scale-uk-higher-education-transnational-5>

2023年10月版IMF-World Economic Outlook Database

JETRO, 2023 年 12 月 8 日記事。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/12/cc1a0eda1d5be9d1.html>

日本学術振興会 海外学術ポータルサイト 2021 年、2022 年、2023 年。

---

<sup>1</sup> 本内容については、11 月の英国出張の際の OfS 担当者および Universities UK (英国大学協会) の担当者との面談内容も反映している。